

八戸市狭あい道路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備の促進に関し必要な事項を定め、市民の理解と協力のもとに、安全で良好な市街地の形成と住環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定による道路のうち市道認定されたもの及び幅員4メートル未満の公道（南郷区の区域内のものを除く。）のうち市長がこの要綱の適用が必要と認めたものをいう。
- (2) 道路後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 拡幅後退線 狭あい道路の幅員を4メートル（当該土地の状況により市長がやむを得ないと認める土地にあつては、市長が認める幅員）以上に拡幅した後の当該道路の境界線をいう。
- (4) 後退用地 狭あい道路と道路後退線に挟まれた土地をいう。
- (5) 拡幅用地 狭あい道路と拡幅後退線に挟まれた土地をいう。
- (6) すみ切り用地 狭あい道路と拡幅用地とを一体の道路とみなした場合の当該道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）に設ける角地の三角形の部分の土地で、斜辺の長さが3メートル（当該土地の状況により市長がやむを得ないと認める土地にあつては、市長が認める長さ）以上となるものをいう。
- (7) 路肩等用地 道路の主要構造部の保護及び維持、修繕その他の管理するために必要な拡幅用地及びすみ切り用地以外の土地をいう。

(拡幅用地等の取得等)

第3条 市長は、拡幅用地を当該土地所有者からの寄附により取得するものとする。ただし、拡幅後の道路の幅員が6メートルを超える場合で、当該6メートルを超える拡幅用地部分については、当該土地所有者からの買取りにより取得することができる。

- 2 市長は、すみ切り用地及び路肩等用地を当該土地所有者からの買取りにより取得することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により取得しようとする拡幅用地、すみ切り用地及び路肩等用地（以下「拡幅用地等」という。）の相続登記が未登記の場合又は抵当権等の設定登記が抹消できない場合においては、拡幅用地等を取得することはできない。
- 4 第2項の土地の買取りの場合における取得価格は、当該土地の固定資産税評価額（ただし、

地目が公衆用道路のときは、付近の宅地の固定資産税評価額の10分の1に相当する額)を0.7で除した額を上限とするものとする。

(支障物件の移転等の補償及び限度額)

第4条 市長は、狭あい道路の拡幅整備に支障となる塀、門柱、擁壁、樹木及び生け垣並びに水道設備、電気設備、通信設備等(以下「支障物件」という。)の移転、除却(以下「移転等」という。)について補償をする必要があると認めるときは、支障物件の所有者と補償契約を締結し、市長が別に定める基準により算定した額(全部又は過半が後退用地内にある支障物件(樹木及び生け垣並びに水道設備、電気設備、通信設備等を除く。))は、算定された額に0.75を乗じた額)の補償を行うものとする。

2 前項の規定による補償算定額は、次の各号に掲げる額を限度とする。ただし、全部又は一部がすみ切り用地及び路肩等用地内にある支障物件については、この限りでない。

- (1) 全部又は過半が道路後退線と拡幅後退線に挟まれた土地にある支障物件(樹木及び生け垣並びに水道設備、電気設備、通信設備等を除く。)については、3,000,000円
- (2) 全部又は過半が後退用地内にある支障物件(樹木及び生け垣並びに水道設備、電気設備、通信設備等を除く。)については、1,000,000円
- (3) 狭あい道路外にある狭あい道路の拡幅整備に支障となる樹木及び生け垣については、500,000円

3 市長は、狭あい道路を無断で占有している支障物件及び狭あい道路内にある支障物件(水道設備、電気設備、通信設備等を除く。)の移転等については、補償をしないものとする。

(拡幅整備等の実施)

第5条 市長は、第3条の規定により拡幅用地等を取得した場合において、支障物件を移転等したときは、当該拡幅用地等を道路として整備するものとする。

(拡幅整備の中止等)

第6条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、当該狭あい道路の拡幅整備に関する工事の全部又は一部を中止し、又は延期することができる。

- (1) 拡幅用地等の全部又は一部の取得することができないとき。
- (2) 支障物件の補償契約を締結できないとき。
- (3) 他の事業等により当該狭あい道路の拡幅整備を行うこととなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(事前協議)

第7条 狭あい道路に接する土地(以下「隣接地」という。)の所有者は、狭あい道路の拡幅整備に協力しようとするときは、狭あい道路拡幅整備事前協議申請書を市長に提出して協議

を行うものとする。この場合において、隣接地の所有者が複数あるときは、代表者を定めて申請し、又は協議することができる。

2 協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 拡幅後退線の位置に関する事項
- (2) すみ切り用地に関する事項
- (3) 拡幅用地等の取得に関する事項
- (4) 支障物件の補償に関する事項
- (5) 拡幅整備の工事に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事前調査)

第8条 市長は、前条第1項の協議申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 狭あい道路の現況及び利用状況
- (2) 狭あい道路及びその周辺の排水状況
- (3) 隣接地の形状及び利用状況
- (4) 隣接地の権利関係
- (5) 支障物件の存在状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の調査に当たっては、必要に応じて当該隣接地の所有者及び当該隣接地に建築物を建築しようとする者並びに支障物件の所有者に現地での立ち会いを求めることができる。

(事前協議確認通知書及び事前協議不成立通知書)

第9条 市長は、第7条の規定による協議が成立したときは、確認した協議内容について狭あい道路拡幅整備事前協議確認通知書を作成し、隣接地の所有者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による協議が成立しなかったときは、協議不成立の理由を記した狭あい道路拡幅整備事前協議不成立通知書を隣接地の所有者に通知するものとする。

(測量同意書)

第10条 隣接地の所有者は、第7条の規定による協議が成立したときは、拡幅用地等の寄附又は土地譲渡を確約した旨及び拡幅用地等の測量について同意した旨を記載した測量同意書を市長に提出するものとする。

(拡幅用地等の測量)

第11条 市長は、前条の測量同意書の提出があったときは、狭あい道路の拡幅整備に伴う工事

を行う前に拡幅用地等の測量を行うものとする。

2 市長は、拡幅用地等の測量を確定したときは、杭の設置を行うものとする。

3 第1項の測量に係る拡幅用地等の土地所有者は、狭あい道路の拡幅整備に伴う拡幅用地等を確認し、寄附又は土地譲渡（以下「寄附等」という。）を承諾したときは、拡幅用地等の寄附等の承諾書に記名及び押印をするものとする。

（寄附申込み等）

第12条 前条に規定する測量が完了した拡幅用地の土地所有者は、当該土地を寄附するときは、拡幅用地の寄付申込書及び所有権移転登記承諾書その他所有権移転の登記に必要な書類を市長に提出するものとする。

2 前項の規定は、すみ切り用地及び路肩等用地を寄附する場合に準用する。

（寄附領収書の交付）

第13条 市長は、前条の規定により寄附された拡幅用地等の土地の所有権移転登記が完了したときは、寄附申込み者に寄附領収書を交付するものとする。

（土地売買契約の締結）

第14条 市長は、すみ切り用地及び路肩等用地の土地所有者とすみ切り用地及び路肩等用地の面積、寸法及び買取り価格で合意した場合は、当該土地所有者と土地売買契約を締結するものとする。

（支障物件の除却の確認）

第15条 第4条第1項の規定により市長と支障物件の移転契約を締結した者が、狭あい道路の拡幅整備に支障となった拡幅用地等内の支障物件の除却が完了したときは、完了届を市長に提出してその確認を受けなければならない。

（工作物等の帰属及び管理）

第16条 この要綱による拡幅整備工事で拡幅された道路用地に接する土地に築造した当該土地の保護及び管理のための擁壁、土留、フェンス等は、当該土地の所有者に帰属し、及び管理されるものとする。

（適用の除外）

第17条 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項各号に規定する事業を行う場合

(2) 都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する許可を受けて開発行為を行う場合

(3) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を行う場合

2 この要綱の規定は、国又は地方公共団体その他公法人の所有する拡幅用地等並びに公共の利益となる事業の用に供する拡幅用地等及び支障物件については、適用しない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に狭あい道路の拡幅整備に着手しているものには、この要綱の規定は、適用しない。